

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則

(昭和45年規則第41号)

(趣旨)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に関する手続については、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 削除

(開発許可申請書の添付書類)

第3条 法第30条の申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 省令第16条第2項の設計説明書 様式第2号

二 省令第17条第1項第4号の資格を有する者であることを証する書類 様式第3号

2 法第30条の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。第11条において同じ。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。第11条において同じ。）に係る場合にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一 当該開発区域内の土地の公図の写し

二 法第33条第1項第14号の同意をした者の印鑑証明書

三 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあっては、法人税）の前年度の納税証明書

四 工事施行者の建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書

五 その他知事が必要と認める書類

(開発許可を受けた者の遵守事項)

第4条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 工事に着手したときは、速やかに、様式第4号の工事着手届出書により、その旨を知事に届け出ること。
 - 二 工事の現場には、様式第5号の標識により、見やすい箇所に許可があつた旨の表示をしておくこと。
 - 三 工事の現場には、設計図書を備えておくこと。
 - 四 知事が指定する工程に達したときは、速やかに、その旨を知事に届け出ること。
 - 五 工程の主要な部分は、写真で記録しておくこと。
- 2 前項第4号の規定による届出があつた場合において、知事が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めるときは、当該届出をした者は、速やかに、当該中間検査を受けるものとする。
 - 3 前項の中間検査を受けようとする者は、あらかじめ、様式第5号の2の中間検査依頼書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 一 開発区域位置図（縮尺50000分の1以上のもの）
 - 二 土地利用計画図（縮尺1000分の1以上のもの）
 - 三 その他知事が必要と認める書類

（既存の権利の届出）

第5条 法第34条第13号の規定による届出は、様式第6号の既存権利届出書を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、届出をしようとする者が土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書面（当該届出に係る土地が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地である場合は、当該届出に係る土地について同法第5条第1項の規定による許可があつたことを証する書面を含む。）を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の届出をした者が法第34条第13号に規定する者に該当すると認めるときは、様式第6号の2の既存権利届出受理通知書を当該届出をした者に対し、交付するものとする。

第5条の2 削除

（変更の許可の申請）

第5条の3 法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、様式第6号の3の開発許可事項変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、法及び省令に規定するもののほか、第3条第2項各号に掲げる書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第5条の4 法第35条の2第3項の規定による届出は、様式第6号の4の開発許可事項変更届出書を提出して行わなければならない。

(変更の許可を受けた者等の遵守事項)

第5条の5 第4条第1項第2号から第5号までの規定は、法第35条の2第1項の変更の許可を受けた者及び同条第3項の軽微な変更の届出をした者の遵守事項について準用する。

(工事完了の届出書の添付図面等)

第6条 省令第29条の工事完了の届出書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 公図の写し
- 二 公共施設を表示した平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- 三 第4条第1項第5号の規定により作成した写真
- 四 確定測量図（縮尺300分の1以上のもの）

(公告前の建築等承認申請)

第7条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、様式第7号の公告前建築等承認申請書に次に掲げる図面等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域位置図（縮尺15000分の1以上のもの）
- 二 開発許可に係る土地利用計画図
- 三 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺100分の1以上のもの）
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(建築物の特例許可の申請)

第8条 法第41条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、様式第8号の建築物特例許可申請書に次に掲げる図面等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる図面等
- 二 建築物の平面図（縮尺100分の1以上のもの）
- 三 建築物の立面図（縮尺100分の1以上のもの）
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第9条 法第42条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、様式第9号の予定建築物等以外の建築等許可申請書に第七条各号に掲げる図面等を添えて、知事に提出しなければならない。

(建築行為等許可申請)

第9条の2 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第

一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 建築物又は第一種特定工作物の配置図（縮尺100分の1以上のもの）
- 二 その他知事が必要と認めるもの

（通知書の様式）

第10条 次の各号に掲げる場合の通知書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第29条第1項又は第2項の許可をするとき 様式第10号の開発行為許可通知書
- 二 法第29条第1項又は第2項の許可をしないとき 様式第10号の2の開発行為不許可通知書
- 三 法第35条の2第1項の許可をするとき。 様式第10号の3の開発許可事項変更許可通知書
- 四 法第35条の2第1項の許可をしないとき。 様式第10号の4の開発許可事項変更不許可通知書
- 五 法第41条第2項ただし書の規定による許可をするとき 様式第11号の建築物特例許可通知書
- 六 法第41条第2項ただし書の規定による許可をしないとき 様式第11号の2の建築物特例不許可通知書
- 七 法第42条第1項ただし書の規定による許可をするとき 様式第12号の予定建築物等以外の建築等許可通知書
- 八 法第42条第1項ただし書の規定による許可をしないとき 様式第12号の2の予定建築物等以外の建築等不許可通知書
- 九 法第43条第1項の許可をするとき 様式第13号の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書
- 十 法第43条第1項の許可をしないとき 様式第13号の2の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書

（地位の承継承認申請）

第11条 法第45条の承認を受けようとする者は、様式第14号の開発許可地位承継承認申請書に次の各号に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為に係る場合にあっては、第2号に掲げる書類を除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類

二 申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあつては、法人税）の前年度の納税証明書

三 その他知事が必要と認める書類
（開発登録簿の様式）

第 1 1 条の 2 法第 4 6 条の開発登録簿の様式は、様式第 1 4 号の 2 のとおりとする。

（開発登録簿の写しの交付申請）

第 1 2 条 法第 4 7 条第五項の規定による請求をしようとする者は、様式第 1 5 号の開発登録簿写し交付申請書を知事に提出しなければならない。

（開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請）

第 1 3 条 省令第 6 0 条第 1 項の規定により法第 2 9 条第 1 項若しくは第 2 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 4 1 条第 2 項、第 4 2 条又は第 4 3 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、様式第 1 6 号の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（申請の取下げ）

第 1 4 条 法第 2 9 条第 1 項若しくは第 2 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 4 1 条第 2 項ただし書、第 4 2 条第 1 項ただし書若しくは第 4 3 条第 1 項の規定による許可の申請、法第 3 7 条第 1 号若しくは第 4 5 条の規定による承認の申請又は前条の規定による証明交付申請を取り下げようとする者は、様式第 1 7 号の申請取下書を知事に提出しなければならない。

（工事取りやめの届出）

第 1 5 条 法第 4 1 条第 2 項ただし書、第 4 2 条第 1 項ただし書又は第 4 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者に、これらの処分に係る工事を取りやめたとき（工事に着手する意思を有しなくなったときを含む。）は、遅滞なく、様式第 1 8 号の工事取りやめ届出書にこれらの処分に係る許可通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第 1 6 条 法第 8 2 条第 2 項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第 1 9 号のとおりとする。

（許可申請書等の提出部数）

第 1 7 条 次に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ 3 部とする。

- 一 法第 3 0 条の申請書
- 二 第 4 条第 3 項の中間検査依頼書

- 三 第5条第1項の既存権利届出書
- 四 第5条の3第1項の開発許可事項変更許可申請書
- 五 第5条の4の開発許可事項変更届出書
- 六 省令第29条の工事完了届出書
- 七 第7条の公告前建築等承認申請書
- 八 第8条の建築物特例許可申請書
- 九 第9条の予定建築物等以外の建築等許可申請書
- 十 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
- 十一 第11条の開発許可地位承継承認申請書
- 十二 第13条第1項の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書
- 十三 第14条の申請取下書
- 十四 第15条の工事取りやめ届出書
- 十五 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和40年埼玉県規則第68号）は、廃止する。

附 則（昭和48年7月31日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月28日規則第26号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日規則第17号）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に基づいて提出された申請書等は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（昭和54年3月30日規則第28号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月24日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月20日規則第64号）

この規則は、昭和60年10月15日から施行する。

附 則（平成元年2月28日規則第10号）

この規則は、平成元年3月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 2 5 日規則第 5 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日規則第 5 8 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 8 規則第 2 6 号）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 日規則第 8 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 1 0 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日規則第 9 4 号）

この規則は、平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 8 月 2 9 日規則第 7 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 2 1 年 3 月 3 1 日規則第 6 8 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 0 条、第 1 5 条及び様式第 2 号の改正規定並びに様式第 6 号の 2 の改正規定（「わからない」を「分からない」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 1 月 1 9 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 0 日規則第 6 5 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 1 6 日規則第 8 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 9 号（裏面）の改正規定中「必要ある場合」を「必要がある場合」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 3 月 1 8 日規則第 1 7 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 9 日規則第 5 0 号）

- 1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年 1 1 月 1 日規則第 1 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日規則第５０号）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、様式第２号、様式第３号、様式第６号、様式第６号の３から様式第９号まで、様式第１４号、様式第１５号から様式第１８号までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続きに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和５年１２月１日規則第６２号）

- 1 この規則は、令和６年１月１日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和６年１２月１７日規則第７７号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則様式第１９号による身分証明書は、改正後の埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則様式第１９号による身分証明書とみなす。

(表面)

設計説明書（設計内容書）

年 月 日作成

設計者氏名

申請者等	フリガナ														
	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)														
設計の方針	フリガナ														
	開発区域に含まれる地域の名称														
設計の方針	開発行為の目的	① 予定建築物等の用途					② 予定建築物等の使用別			自己用・非自己用					
	設計上特に配慮した事項														
	地盤の性質														
開発区域内の土地の現況	市町村別面積	①	m ²		②	m ²		③	m ²						
	区域別面積	① 市街化区域	m ²		② 市街化調整区域	m ²		③ 区域	m ²						
	用途地域別面積	① 地域	m ²		② 地域	m ²		③ 地域	m ²						
	地区別面積	① 地区	m ²		② 地区	m ²		③ 地区	m ²						
	土地区画整理事業施行状況別面積	① 事業完了地区	m ²		② 事業施行中地区	m ²		③ 事業計画地区	m ²						
	その他の法令に基づく地域等別面積														
地目別概要	区分	田	畑	宅地	山林	雑種地等	道路	水路	その他の公共用地	計					
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²					
	比率	%	%	%	%	%	%	%	%	100%					
所有別概要	区分	自己所有		買収予定		借地又は借地予定		その他の土地		計					
	年月取得	同意		未同意		同意		未同意							
	面積	m ²		m ²		m ²		m ²		m ²					
比率	%		%		%		%		100%						
土地の用途別計画	区分	建築物等の敷地	公共施設の用地	遊水池の用地	ガス施設、終末処理施設等の用地		未利用地		計						
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²		m ²						
	比率	%	%	%	%		%		%						
利用計画	区画等の設定計画	予定建築物の敷地規模	100 m ² 未満	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上	計						
	区画数	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画						
	戸数等	棟戸	棟戸	棟戸	棟戸	棟戸	棟戸	棟戸	棟戸						
	工区計画別面積 (m ²)														
公共施設の整備計画	公共施設の用地	種類	内容	番号	幅員	延長	面積	管理者	帰属権利者	種類	内容	番号	面積	管理者	帰属権利者
				道路	m	m	m ²					公園	m ²		
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		道路	m	m	m ²			公園	m ²						
		計	m	m	m ²	開発区域との面積の割合 %		計	m ²	開発区域との面積の割合 %					
接続道路	m	m	m ²			貯水施設等	貯水槽		消火栓						
接続道路	m	m	m ²				m ³		m ³						
計	m	m	m ²				m ³		m ³						
水路(河川を含む)	m	m	m ²			貯水施設等	m ³		個						
	m	m	m ²				m ³								
	m	m	m ²				m ³								
	m	m	m ²				m ³								
計	m	m	m ²	開発区域との面積の割合 %		計	基	m ³							
上水道	公営水道		専用水道	簡易水道											
排水	処理種別	汲取り	吸込み	各戸浄化	集中浄化	生放流	放流先			放流先の河川水路等の名称					
		公共下水道	道路側溝	河川水路等											
		汚水(し尿)													
		雑排水													
雨水															
その他必要な事項															

注) 記入に際しては、裏面をよく読んでください。

(裏面)

- 備考 1 一体の開発行為を数工区に分けて行う場合には、全体の設計説明書及び工区ごとの設計説明書を提出すること。
- 2 「①の予定建築物等の用途」の欄には、土地分譲、建売分譲、賃貸倉庫等具体的に記入すること。
- 3 「設計上特に配慮した事項」の欄には、周辺の公共施設の位置との関連及び開発区域の地形等との関連についてどのような配慮をしたかを記入すること。
- 4 「市町村別面積」の欄には、開発区域に係る市町村名及び開発区域の面積を記入すること。
なお、開発区域が2以上の市町村にまたがる場合は、それらの市町村名及び当該市町村に係る開発区域の面積を各々記入すること。
- 5 「区域別面積」の欄には、該当する区域を○で囲み、かつ、その面積を記入すること。
- 6 「用途地域別面積」の欄には、開発区域に係る用途地域名（都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域名）及び開発区域の面積を記入すること。
なお、開発区域が2以上の用途地域にまたがる場合は、それらの用途地域名及び当該用途地域に係る開発区域の面積を各々記入すること。
- 7 「地区別面積」の欄には、開発区域に係る地区名（都市計画法第8条第1項第2号から第14号までに掲げる地域名、地区名又は街区名）及び開発区域の面積を記入すること。
なお、開発区域が2以上の地区等にまたがる場合は、6のなお書に準じて記入すること。
- 8 「土地区画整理事業施行状況別面積」の欄には、開発区域が土地区画整理事業地区内にある場合に、当該土地区画整理事業の施行状況に応じて開発区域の面積を記入すること。
- 9 「その他の法令に基づく地域等別面積」の欄には、開発区域が都市計画法以外の法令による地域、区域等（農業振興地域、首都圏近郊緑地保全区域、鳥獣保護区等）にある場合に、それらの地域名、区域名等及び当該地域、地区等に係る開発区域の面積を記入すること。
- 10 「年月取得」の欄には、最初に取得した筆の年月を記入すること。
- 11 「工区計画別面積」の欄には、一体の開発行為を数工区に分けて行う場合に、工区ごとの工区番号（第1工区、第2工区等）及び面積を記入すること。
- 12 「道路」、「接続道路」、「水路（河川を含む。）」、「公園」及び「公園以外の広場・緑地」の欄の「番号」の欄には、各々造成計画平面図と対比できるように番号を記入すること。
- 13 「排水」の欄には、該当するものすべてに○印を付し、放流の場合には、放流先の河川、水路等の名称を記入すること。
- 14 設計の変更を行う場合には、変更前及び変更後の設計説明書を提出すること。

様式第3号 (第3条関係)

設計者の資格に関する書類 設計者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 勤務先 電話番号 () 都市計画法第31条の資格については、下記のとおり相違ありません。 記				
資格に関する 最終学歴	学校名		修業年限 年	年 月 入学
	専攻 学 科		昼・夜	年 月 卒業 中退
資格、免許等	一級建築士 技 術 士 (技術部門の名称・) 登録第 号			
国土交通大臣 が同等以上と 認めた事項	認定講習会	名称	修了年月日 年 月 日 第	修了証書 号
	そ の 他			
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容	期 間	通算期間
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
			・ ~ ・ (.)	
20ha 以上の開発 行為の設計経験	団地又は事業の名称	事 業 主	面 積 ha	設計の年月 年 月

備考 資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認めた事項については、それらを証明することのできる書面（卒業証明書等）を添付すること。

様式第4号（第4条関係）

<p style="margin: 0;">工 事 着 手 届 出 書</p> <p style="margin: 0;">(宛先) 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">建築安全センター所長</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">氏 名</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">さきに許可を受けた開発行為について、工事に着手したので、埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第4条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">記</p>	
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工事施行者	住 所 電話番号（ ）
	氏 名
設 計 者	氏 名
	連 絡 先 電話番号（ ）
現場管理者	氏 名
	連 絡 先 電話番号（ ）
※ 受 付 欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

都市計画法に基づく開発行為の許可標識		
開発許可年月日・許可番号		年 月 日 第 号
許可を受け た者	住 所	
	氏 名	
工事施行者	住 所	T E L .
	氏 名	
開発区域に含まれる地域の名称		
工 事 施 行 面 積		
予 定 建 築 物 等		
工 事 期 間		年 月 日～ 年 月 日
設 計 者	氏 名	
	連 絡 先	
現場管理者	氏 名	
	連 絡 先	T E L .

60cm 以上

50
cm
以上

備考 材料は、木板又は金属板とすること。

様式第5号の2 (第4条関係)

<p style="margin: 0;">中 間 検 査 依 頼 書</p> <p style="margin: 5px 0;">(宛先) 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">建築安全センター所長</p> <p style="margin: 5px 0;">依頼者 住所</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名</p> <p style="margin: 5px 0;">(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin: 5px 0;">電話番号 ()</p> <p style="margin: 10px 0;">さきに許可を受けた開発行為に係る工事について、指定工程に達したので、埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第4条第2項の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">記</p>			
開発許可年月日 ・ 許可番号	年 月 日 第 号	指定工程に到達 した区域の名称	
開発区域に含まれる地域の名称・面積	名称 面積 m ²	指定工程の内容	
予定建築物の用途		公共施設の有無 *	有 無
工事着手年月日	年 月 日	公告前建築等承認の有無 *	有 無
指定工程到達年 月 日	年 月 日	中間検査希望年 月 日	年 月 日
※ 受 付 欄			

- 備考 1 *印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。

様式第6号（第5条関係）

<p style="margin: 0;">既 存 権 利 届 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">(宛先)</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">建築安全センター所長</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">届出者 住所</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">氏名</p> <p style="margin: 0 0 0 100px;">（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 10px 0 0 100px;">電話番号 （ ）</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>			
届出者の職業（法人にあつては、その業務の内容）			
土地の所在、地番、地目及び地積			地 目
			地 積 m ²
			用途地域
都市計画が決定され、又は変更された際、権利を有していた者が建築し、又は建設しようとする予定建築物等の用途			
権 利 の 種 類 及 び 内 容	権	利	所有権以外の場合は、その内容
	所 有 権 地 上 権 賃 借 権		
※ 受 付 欄			
※受理年月日	年 月 日	※受理番号	第 号

- 備考1 用途地域が指定されている場合は、その用途地域を記入すること。
- 2 予定建築物等の用途については、届出者が使用する目的を詳しく記入すること。
 - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
 - 4 権利を有していたことの証拠となる書面（登記事項証明書、契約書の写し等）を添付すること。

様式第6号の3 (第5条の3関係)

開発許可事項変更許可申請書			
(宛先)		年 月 日	
建築安全センター所長			
		申請者 住所	
		氏名	
		(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	全区域面積 m ²	工区別面積
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所・氏名		
	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
	都市計画法第34条の該当号及び該当する理由		
その他必要な事項			
許可番号	年 月 日 第 号		
変更の理由			
※受付番号			
※変更の許可に付した条件			
※変更許可番号	年 月 日 第 号		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 「変更の概要」(「その他必要な事項」の欄を除く。)の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
 3 「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入すること。
 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

様式第6号の4（第5条の4関係）

開発許可事項変更届出書

(宛先)

年 月 日

建築安全センター所長

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発許可に係る事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 許可番号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

様式第7号（第7条関係）

公告前建築等承認申請書		
(宛先)	年	月 日
建築安全センター所長		
申請者 住 所		
氏 名		
（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）		
電話番号 （ ）		
<p>都市計画法第37条第1号の規定により公告前の（建築） （建設）について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>		
記		
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号	
建築物を建築し、又は特定 工作物を建設しようとする 土地の所在、地番及び面積		面 積 m ²
承認を受けようとする事項	建築物等の用途	
	建築物等の構造 の種別	
申請の理由		
※ 上記のことについて 年 月 日		第 号 印

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第8号（第8条関係）

<p>建築物特例許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p style="text-align: center;">建築安全センター所長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ()</p> <p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
開発許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号
都市計画法第41条第1項の規定により開発許可に付された制限	
建築物を建築しようとする土地の所在、地番及び地積	地 積 m ²
許可を受けようとする事項	
申 請 の 理 由	
※ 受付年月日・受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可年月日・許可番号	年 月 日 第 号

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第9号（第9条関係）

<p>予定建築物等以外の建築等許可申請書</p>	
<p>(宛先)</p> <p style="text-align: center;">建築安全センター所長</p>	<p>年 月 日</p>
<p>申請者 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)</p>	
<p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定による (建築物) の (新築) (改築) (用途変更) (特定工作物) の (新設)</p>	
<p>の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>開発許可年月日・許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>公告年月日・告示番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>開発許可を受けた際の予定建築物等の用途</p>	
<p>建築物を新築し、若しくは改築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番及び面積</p>	<p>面 積</p> <p>m²</p>
<p>新築後、改築後若しくは用途の変更後の建築物の用途又は新設しようとする特定工作物の用途</p>	
<p>その他必要な事項</p>	
<p>※ 受付年月日・受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許可年月日・許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

<p>開発許可地位承継承認申請書</p> <p>(宛先) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建築安全センター所長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ()</p> <p>都市計画法第45条の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
開発許可 を受けた 者	住 所	
	氏 名	
開発許可年月日・許可番号		年 月 日 第 号
開発許可に含まれる地域の名称		
承 継 の 原 因		
権 原 取 得 年 月 日		年 月 日 第 号
※ 上記のことについて 年 月 日		第 号
		印

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

開発登録簿写し交付申請書				
(宛先) 建築安全センター所長		年 月 日		
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)				
都市計画法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けたいので、 下記のとおり申請します。				
記				
開発許可を受けた 者の氏名	開発区域に含まれる 地域の名称及び地番	申 請 事 項		計
		調 書	土地利用 計 画 図	
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
計	/	枚	枚	枚
※受 付 年 月 日	※交 付 年 月 日	※手 数 料		
年 月 日	年 月 日	円		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第16号（第13条関係）

開発行為又は建築等に関する証明交付申請書				
(宛先) 建築安全センター所長		年 月 日		
		申請者 住所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)		
<p>建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けるため必要な都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に下記のとおり適合していることを証する書面の交付を受けたいので、申請します。</p>				
記				
住所 ・ 氏名	開発行為をした者			
	開発行為をしようとする者			
	建築等をしようとする者			
土地の所在・地番				
区域区分等		市街化区域・市街化調整区域・その他（ ）区域		
開発区域（建築物等の敷地）面積		m ²		
建築物等の規模・構造・用途		床面積(築造面積)	構造	用途
	線引時(当初許可時)	m ²	造	
	現在	m ²	造	
	新・増・改築(新設)部分	m ²	造	/
都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等	年 月 日 第 号	予定建築物等の用途		計画建築物等の用途
右記の許可を受けている場合は、その許可年月日及び許可番号	都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可		年 月 日 第 号	
	同 法第42条第1項ただし書の規定による許可		年 月 日 第 号	
	同 法第43条第1項の規定による許可		年 月 日 第 号	
<p>※ 上記のとおり、都市計画法の規定に適合していることを証明します。</p>				第 号
年 月 日				印

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第17号（第14条関係）

<p style="margin: 0;">申 請 取 下 書</p> <p style="margin: 0;">(宛先) 年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">建築安全センター所長</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="margin: 0;">さきに提出した 申請を下記のとおり取り下げます。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">記</p>	
申 請 年 月 日	
土地の地名・地番	
土 地 の 面 積	
予定建築物等の用途	
取 下 理 由	
<p style="margin: 0;">※ 受 付 欄</p>	
※ 受理番号・年月日	第 号 年 月 日

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第18号（第15条関係）

<p>工事取りやめ届出書</p> <p>(宛先) 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建築安全センター所長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>さきに許可を受けた土地については、建築（建設）行為に関する工事を取りやめたので、埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
許可の種別	
許可年月日及び番号	
許可を受けた区域の名称	
工事取りやめ年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	

備考 ※印の欄は記入しないこと。

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
埼玉県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。